

現場説明書（技術事項）

工事名 道央札幌郵便局1局バルクコンベヤ設置工事

1 工事周辺環境等

- (1) 原則として、作業時間は午前8時から午後6時までとする。やむを得ず時間外に作業を行う場合は、事前に近隣の了解を得ること。
- (2) 付近道路には工事関係車輛の駐車は禁止とする。また、工事車輛により付近道路を汚さないよう努めるとともに、汚した場合は速やかに清掃すること。

2 工事管理条件等

(1) 配置技術者について

この工事に配置する主任技術者（監理技術者）は、この工事に関する技術資料提出の際に配置予定技術者として記載した者を配置すること。

現場作業開始前及び現場作業完了後であっても、現場の進捗状況において緊急の場合や打合せには速やかに対応できる体制であること。

(2) 過積載防止についての指導事項について

大型貨物自動車等の過積載による違法運行は、重大事故になりやすく、また、この種の違反は社会・経済構造に基づくものであることから、元請負業者においても過積載車輛及びさし枠装着車、不表示車等を使用した車輛から土砂等の引渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。

なお、下請業者に対しても以上のことについて十分な指導をすること。

(3) 模様替建物の安全対策について

業務を行っている局内、またはそれらと同一敷地内において工事を行う場合の管理は、次による。また、これらを工事に携わる下請業者にも周知し、徹底させる。

ア 工事範囲、工事用通路等を適切な方法で区画し、この工事に係わる騒音、振動、塵埃飛散等の防止及びプライバシーの保持に努める。

なお、工事の性格上、区画することが困難又は不都合な場合は、これに替わる措置を施設管理者と打ち合わせ、監督社員の承諾を得て施工する。

イ 工事工程については、施設管理者及び監督社員と調整を行い、工程表（週間、月間）を作成する。

ウ 工事に先立ち、下記事項について「災害防止管理計画書」を作成し、施設管理者の承諾を得て監督社員に工事開始前に提出する。

- (ア) 資材等の搬出搬入及び荷揚げ荷下ろし作業
- (イ) コンクリートなどのはつり作業
- (ウ) 建物内で行う溶接及び溶断作業
- (エ) 建物内又は構内における加工及び工作作業
- (オ) 床、壁などの開口部の危険防止用保護さく等
- (カ) 防火対策

3 その他

- (1) 標準仕様書及び本仕様書に掲げる仕様書（以下「仕様書等」という。）において指定

された引渡物について、仕様書等において指定された引渡物の著作権法（昭和45年法律第48号）上の著作権及び著作者人格権に関わる規定は、次のとおりとする。

ア 請負者は、日本郵便株式会社及び日本郵便株式会社が認めた第三者が、引渡物について無償で自由に複製、翻案、変形、改変その他の修正及び公表することを認めること。

イ 日本郵便株式会社以外の者が使用する場合は、日本郵便株式会社の許可を得ること

ウ 著作者人格権は行使しないこと。

エ 請負者は、上記アからウまでに掲げる事項を下請業者に対しても了知させること。

(2) 請負者監督社員事務所の設計図書について

請負者は、工事関連の設計図書及び備品・消耗品を現場事務室に常備する。

(3) 郵便局社員と協議してスケジュールを作成し、使用者に対して運転管理等について十分指導すること。

(4) 建設業法第24条の7に該当する工事の場合は、施工体制台帳、施工体系図（下請業者編成図）及び下請契約書の提出とともに、下請契約を締結又は変更する都度作成した下請工事内容が確認できる見積書（労務、機器類等の金額の記載がある内訳算出書）の写しを提出すること。

(5) 個人情報保護・情報セキュリティに関する対応

ア 工事及び委託において、作業内容の記録のため既設の郵便局等内に、カメラ（デジタルカメラを含む。）、ビデオカメラ、カメラ付携帯電話機、パソコン等（以下「カメラ等」という。）を持ち込む場合は、あらかじめ個人情報保護責任者及び情報セキュリティ責任者（以下「責任者」という。郵便局等にあつては当該郵便局等の郵便局長等をいう。）に「カメラ等社内持込申請書兼承認書」（別紙）を提出の上、承認を受けること。

イ 既設の郵便局内にてカメラ等により撮影を行う場合には、あらかじめ責任者に対し撮影目的、撮影場所、範囲、内容等を事前に口頭により説明し、承認を受けてから撮影すること。

なお、撮影に当たって責任者が指定した社員が立ち会う場合には、指定された社員の指示を受けること。

ウ 携帯電話機の既設の郵便局内への持込みは原則禁止とする。ただし、あらかじめ「カメラ等社内持込申請書兼承認書」（別紙）を提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。

なお、携帯電話機の管理方法については、情報セキュリティ責任者の指示によること。

エ 持込みを承認されたパソコンであっても、ネットワークへの接続はいかなる場合があつてもこれを認めない。

(6) 施工管理体制に関する事項のヒアリング

当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる基準（低入札価格調査基準）を下回る価格で落札した場合には、請負者は、標準仕様書に基づく施工管理体制に関する事項の提出に際して、その内容のヒアリングを契約責任者から求められたときは、これに応じなければならない。

「カメラ等社内持込申請書兼承認書」

(カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等)

年 月 日

情報セキュリティ責任者

様

申請者

請負者名

印

(受託者名)

下記のとおり、カメラ等を執務室へ持ち込んで利用したいので申請いたします。

【持込者等記入欄】

目 的			
使用 者 名	(株)〇〇〇	業務関係責任者	印
持ち込み期間(1年以内)	年 月 日	～	年 月 日
機 器 名		機 種 型 番	
電 話 番 号		カメラ機能 の有無	有 ・ 無
外付ドライブ(CD・FD等)	以下、パソコン使用の場合記入		
使用ソフトウェア			
ウイルス対策ソフト			
ウイルススキャン実施日			
備 考	*複数台の場合は別添とする。		

(1) 【情報セキュリティ責任者記入欄】

≪ 搬出時のデータ削除確認 ≫

情報セキュリティ責任者承認欄	
審 査 日	年 月 日
持込みの可否	持込みを 許 可 する ・ 許可しない
使用条件／不許可理由	
承 認 者	情報セキュリティ責任者 印

(2) 【情報セキュリティ管理者記入欄】

≪ 搬出時のデータ削除確認 ≫

確 認 日	年 月 日
確 認 者	情報セキュリティ管理者 印

持込みの条件

- (7) 工事及び委託において、作業内容の記録のため既設の郵便局内にカメラ(デジタルカメラを含む。)、ビデオカメラ、カメラ付携帯電話機、パソコン等(以下「カメラ等」という。)を持ち込む場合は、当該施設の情報セキュリティ責任者にカメラ等施設持ち込み申請書兼承認書を提出の上、承認を受けること。
- (イ) 郵便局内でカメラ等により撮影を行う場合は、あらかじめ情報セキュリティ責任者に対し撮影目的、撮影場所、範囲、内容等を事前に口頭により説明し、承認を受けてから撮影すること。
なお、撮影に当たって情報セキュリティ責任者が指定した社員が立ち会う場合には、指定された社員の指示を受けること。
- (ウ) 携帯電話機の既設の郵便局内への持込みは、原則禁止とする。
ただし、あらかじめカメラ等施設持込申請書兼承認書を提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。
なお、携帯電話機の管理方法については、情報セキュリティ責任者の指示によること。
- (エ) 持ち込みを承認されたパソコンであっても、日本郵便株式会社のネットワークへの接続はいかなる場合であっても禁止する。

カメラ等施設持ち込み申請書兼承認書の記入要領

- (7) 申請者は、申請書を記入し、郵便局に提出する。ただし、申請時は(1)(2)は記入不要 —①(原本)
- (イ) 郵便局は、①の写しに対し(1)を記入し、申請者に承認書として交付する。—②
- (ウ) 申請者は、郵便局に②を提示し、作業を実施する。郵便局が②をコピーするのは可とする。
- (エ) 申請者は、作業終了後②の写しに対し(2)を記入し、郵便局に提出する。—③
- (オ) 申請書兼承認書の保管
- ・ ①、③———郵便局にて保管
 - ・ ②、(③の写し) —申請者にて保管